



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） 5

告 示

沖縄県告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和8年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 折井真人
 - (2) 住所 那覇市古波蔵1丁目29番28-1005号レーヴグランディ古波蔵一丁目
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、監査費用の4割を上限として概算払をするものとする。

沖縄県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年4月15日

沖縄県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東平良(1)	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東平良(2)	東村字平良及び字川田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東平良(3)	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東平良(4)	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東平良(5)	東村字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(4)	東村字川田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(5)	東村字川田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(6)	東村字川田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
川田(7)	東村字川田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東宮城(1)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東宮城(2)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東宮城(3)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(4)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(5)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(6)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(7)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

高江(8)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(9)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(10)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(11)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高江(12)	東村字高江のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(14)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(15)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(16)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(17)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(18)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(19)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(20)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
有銘(21)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年4月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
-------	-------	---------------------	-----------------------

東平良(1)	東村字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東平良(2)	東村字平良及び字川田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東平良(3)	東村字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東平良(4)	東村字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東平良(5)	東村字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(4)	東村字川田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(5)	東村字川田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(6)	東村字川田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(7)	東村字川田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東宮城(1)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東宮城(2)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東宮城(3)	東村字宮城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(4)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(5)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(6)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(7)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(8)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(9)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(10)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(11)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(12)	東村字高江のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(14)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

有銘(15)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(16)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(17)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(18)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(19)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(20)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(21)	東村字有銘のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第199号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和8年4月28日

沖縄県八重山土木事務所長 戸 眞 伊 伸 宏

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和8年3月24日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字大川西真地576番2及び576番13
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 96.95メートル
 - (2) 幅員 4.20メートル～6.12メートル

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地